

2022年9月28日

岡安商事株式会社に対する処分等について

当取引所は、岡安商事株式会社（以下「同社」という。）に対して、業務規程第153条第1項の規定に基づき以下の処分を行うとともに、同規程第146条第1項の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求しました。

1. 内容

- ・ 過怠金 1,500 万円の賦課

2. 理由

2011年1月4日から2022年2月28日までの間、純資産額規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる純資産額規制比率を算出した。

これにより、商品先物取引法（以下「商先法」という。）第211条第1項の主務省令で定める場合（純資産額規制比率140%未満）に該当することとなったが、同項に規定する主務大臣への届出を行わなかったほか、商先法第224条第2項に基づく商先法施行規則第117条第1項第1号の月次報告書に虚偽の記載をして主務大臣に提出した。

以 上

お問合せ先

株式会社東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

電話：050-3361-2602